

火葬場（桜の苑）使用料改定のお知らせ

区 分			単 位	使 用 料	
				圏域内居住者 (*)	圏域外居住者
火 葬	死体	大人	1 体	12,000円	49,000円
		小人	1 体	7,000円	29,000円
	死産児		1 胎	4,000円	21,000円
	改葬遺骸		1 体	3,000円	18,000円
霊安室	死体		24時間	15,000円	25,000円
	死産児			7,000円	12,000円

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場（桜の苑）使用料は、平成8年度以降据え置いてきましたが、施設維持経費の増加に伴い平成29年4月1日から改定することとなりました。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

*「圏域内居住者」とは、死亡時の住所が米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町のいずれかであった方です。

他の区分につきましては、鳥取県西部広域行政管理組合ホームページをご覧ください。

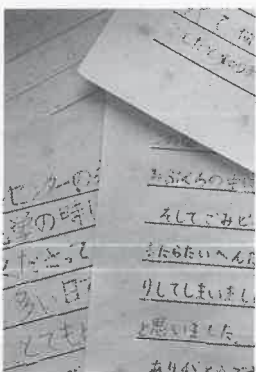
◆問い合わせ先 ○鳥取県西部広域行政管理組合 施設工事課 ☎0859-29-5124
○桜の苑 ☎0859-35-3344

名和クリーンセンターでは、毎年、小学校4年社会科『ごみの処理と利用』の学習で社会科見学の受け入れをしています。子どもたちは収集されるごみの量の多さに驚き、リサイクルの大切さに改めて気づく学習機会となっています。学習後、学校から役

小学生の社会科見学から ごみの分別について

場に送っていただいた感想文の一部をご紹介します。

ぼくは、一つ気をつけたいことがあります。それは、しゅうごみ車で運ばれてきたもえるごみの中に、もやせないものが入っていると機械がこわれちゃうので、もやせないごみを入れないようにしたいです。（名和小学校4年 林原将也さん）



私は、「これからは、ごみの分別に気をつけよう」とあらためて思いました。それから、家族や地いきの人にも「よびかけてみよう」と思いました。（大山小学校4年 宮長志帆さん）

はい！消費生活相談窓口です

気をつけましょう！悪質な電話勧誘販売

注文していないのに、「健康食品を送る」と電話があった！



*申し込んだ覚えもなく、必要がなければ、きっぱり断りましょう！

*電話で承諾しても、8日間はクーリングオフができます

Q：「以前、注文した健康食品のとりまとめができたので送る」と電話がかかってきました。注文をした覚えがありませんが、強引だったので了解してしまいました。しかし、注文していないのでやめたいのですができるでしょうか。

A：会社から電話があり了解した場合、契約書を受領後、8日間はクーリング・オフができます。断ったのに商品が来た時は、連絡先を記録後、受け取り拒否をしましょう。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。
 住民生活課 ☎0859-54-5210（平日）
 鳥取県消費生活センター
 ☎0859-34-2648（平日・土日）
 八橋警察署 ☎0858-49-0110